

総務教育常任委員会資料

(令和6年8月21日)

[件名]
国家公務員の給与等に関する人事院勧告等の概要について…………… 2

人事委員会事務局

国家公務員の給与等に関する人事院勧告等の概要について

令和6年8月21日
人事委員会事務局

令和6年8月8日（木）に国家公務員の給与等に関する人事院勧告等が行われましたので、その概要を報告します。

I 給与勧告の概要

【民間給与との較差に基づく給与改定】

- ① 月例給
 - ・民間給与との較差（2.76%）を埋めるため、若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全俸給表を引き上げる
- ② ボーナス
 - ・支給月数を0.10月分引き上げる（現行4.50月→4.60月）

1 月例給

(1) 官民の比較（令和6年4月分を調査）

民間給与(A)	国家公務員給与(B)	較差 (A) - (B)
416,561 円	405,378 円	11,183 円 (2.76%)

(2) 改定内容

俸給表の引上げ
（平均改定率 3.0%。大卒初任給の 23,800 円引上げなど若年層に特に重点）

(3) 実施時期

令和6年4月1日

2 ボーナス（期末・勤勉手当）

(1) 官民の比較（令和5年8月～令和6年7月を調査）

民間(A)	国家公務員(B)	較差 (A) - (B)
4.60 月分	4.50 月分	0.10 月分

※ 国家公務員は期末手当と勤勉手当の支給月数の合計

(2) 改定内容

支給月数の引上げ 現行 4.50 月分→4.60 月分（0.10 月分引上げ）
※ 民間の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに 0.05 月分引上げ。

(3) 実施時期

令和6年4月1日

3 給与制度のアップデート（勧告）

現下の人事管理上の重点課題に対応し、時代の要請に即した給与制度に転換（俸給及び地域手当・通勤手当・ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備）

(1) 俸給

- ・初任給・若年層の水準を大幅引上げ（大卒初任給 196,200 円→220,000 円）
- ・係長級～本府省課長補佐級の俸給月額を最低水準を引上げ。早期昇格時や民間人材等の採用時の給与を改善。

・本府省課室長級について、職責重視の体系に刷新。重い役割に見合う処遇を確保。
(俸給月額最低水準引上げ、隣接する級間の俸給月額の重なり解消などにより、昇給時に給与が大きく上がる仕組みに。)

(2) 地域手当

- ・都道府県単位(中核的な市は個別指定)とし、級地を5段階に削減の上で最新民間賃金を反映(激変緩和を措置)
- ・異動保障を3年間に延長

(3) 通勤手当

- ・支給限度額を月15万円に引上げ、この範囲内で特急料金も全額支給
- ・新幹線通勤等の要件緩和

(4) 扶養手当

- ・配偶者に係る手当を廃止、子に係る手当を増額(子1人当たり10,000円→13,000円。2年間で段階的に実施。)

(5) ボーナス

- ・成績優秀者への勤勉手当の支給上限を引上げ(標準者の約2倍を約3倍まで可能に)
- ・任期付専門人材のボーナス拡充

(6) その他手当

- ・管理職員の平日深夜勤務に対する手当の対象時間帯拡大(午前0時～午前5時を午後10時～午前5時に拡大)
- ・再任用職員の手当支給の拡大(住居手当、特地勤務手当、寒冷地手当等)

(7) 実施時期

令和7年4月1日(初任給・若年層の水準引上げは、令和6年4月に先行実施)

II 国家公務員の育児休業法の改正に係る意見の申出

民間労働法制の内容も踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充

- ・1年につき10日相当、1日の上限時間数なく育児時間を取得できるパターンを選択可能に
- ・非常勤職員の育児時間について、対象となる子の範囲を小学校就学前の子に拡大